

(平成23年11月30日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 17 件

国民年金関係 8 件

厚生年金関係 9 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 13 件

国民年金関係 9 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から同年12月まで

私の夫は、所得税確定申告書により、国民年金保険料の申請免除期間の記録が納付済期間に訂正された。

私の申立期間は申請免除期間となっているが、その期間については保険料を追納しており、追納した保険料額は、夫と同様に、所得税確定申告書に記載されている金額に含まれているはずである。申立期間が申請免除期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間は申請免除期間となっているが、免除された国民年金保険料を追納しているとしている。

このことについて、当委員会において、その夫の申立期間について、「平成9年の所得税確定申告書控えの社会保険料控除欄に記載された国民年金保険料額は、申立人、その妻及び長男の9年1月から同年12月までの現年度保険料と、申立人及びその妻の昭和62年1月から同年3月までの免除期間、申立人の平成5年4月から同年12月までの免除期間及びその妻の元年4月から同年12月までの免除期間の追納に必要な保険料額との合計額とおおむね一致している。」として平成22年6月22日付け納付記録を訂正することが必要であるとする通知が行われており、申立期間の保険料もその夫と同様に追納されたと推認される。

また、申立人が9か月と短期間である申立期間の国民年金保険料を追納することができなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年6月から53年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年6月から同年9月まで
② 昭和46年8月から47年7月まで
③ 昭和48年7月から49年5月まで
④ 昭和49年6月から53年1月まで

申立期間①、②及び③について、私は、Aをしていた夫とともに、昭和54年7月にB市に転居して間もなく、C社会保険事務所（当時）から高額な請求書が送られてきて、未納の保険料を納付した記憶がある。当時は経済的に楽な時期ではなかったが、これで未納の保険料がなくなればと思い10万円ほどの保険料を納付した。

申立期間④については、昭和49年6月に夫と結婚し50年*月に子供が生まれた。夫は国民年金に加入していなかったため、将来のことが心配になり、昭和51年頃夫婦二人でD区役所において国民年金に加入し、保険料は近くの郵便局や金融機関で納付した。昭和49年6月以降は全て納付済みとの記憶がある。

申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間④について、申立人は、昭和49年6月に夫と結婚し、50年*月に子供が生まれ、将来が心配だったので、51年頃夫婦二人でD区役所において国民年金に加入し、49年6月から53年1月までの国民年金保険料は納付済みと記憶していたとしている。このことについて、申立人の国民年金手帳記号番号は当該記号番号前後の被保険者の資格取得

時期から、申立人の申述のとおり、その夫とほぼ連番で昭和 51 年 6 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間④のうち、49 年 6 月から 51 年 3 月までは過年度納付により、51 年 4 月から 53 年 1 月までは現年度納付により保険料を納付できる期間である。

また、申立人は申立期間④以降に未納は無い上、国民年金に加入した動機も明確に記憶しており、国民年金に加入した時点で納付できる申立期間④の保険料を納付しなかったとは考え難い。

2 申立期間①、②及び③について、申立人は昭和 54 年 7 月に B 市に転居後、C 社会保険事務所から、高額な国民年金保険料の納付書が送られてきて、未納の保険料額の 10 万円ほどを納付したとしている。

しかしながら、申立人が保険料を納付したとする昭和 54 年頃は第 3 回特例納付（昭和 53 年 7 月から 55 年 6 月まで）の実施期間内であり、申立期間①、②及び③の第 3 回特例納付に必要な保険料額は、10 万 8,000 円と申立人が申述する金額とほぼ一致するものの、申立期間①、②及び③はオンライン記録によれば、平成 16 年 2 月 5 日に厚生年金保険の加入期間と統合されてできた期間であることから、申立人が保険料を納付したとする 54 年頃には、昭和 41 年 10 月から 49 年 5 月まで 90 か月にわたり未納期間であったと推認され、この期間の納付に要する保険料の額は 36 万円になり、申立人が納付したとする 10 万円とは大きく相違している。

また、申立人に係る B 市保管の国民年金被保険者名簿によれば、昭和 54 年 9 月 28 日に同年 4 月から同年 9 月までの夫婦二人分の保険料 3 万 9,600 円を納付し、55 年 8 月 30 日に同年 1 月から同年 9 月までの夫婦二人分の保険料 6 万 5,040 円を納付しており、その合計保険料額は 10 万 4,640 円となり、この保険料納付と混同している可能性も否定できない。

さらに、申立人が申立期間のうち当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 6 月から 53 年 1 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から43年3月まで

申立期間について、私は昭和42年4月*日に結婚し、翌年の*月に子供が生まれ生活が落ち着いた頃に、夫と二人でA区役所に行き、国民年金の加入手続をした。申立期間の国民年金保険料については、加入した時に遡って保険料を納付した記憶がある。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、子供が生まれた昭和43年*月以降にA区役所で国民年金の加入手続を行い、遡って保険料を納付した記憶があるとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から同年6月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は国民年金保険料を遡って納付できる期間である。

また、申立人は、申立期間を除いた465か月間の国民年金保険料を納付しており、国民年金保険料の納付意識が高かったものと考えられる上、同居の夫も納付済みとなっており、申立人が12か月と短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年3月から52年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年3月から52年2月まで

私は、ねんきん特別便で未納期間があることを知った。夫が国民年金の加入手続をしてくれたので、私が申立期間の国民年金保険料をまとめて納付した。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が国民年金の加入手続を行い、申立人自身が申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和52年4月頃に夫婦連番で払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は過年度及び現年度納付により保険料を納付することができる期間である。

また、申立人は、申立期間以降に未納は無く、早い時期から口座振替により国民年金保険料を納付するなど保険料の納付意識が高い上、12か月と短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 2 月及び同年 3 月
② 平成 14 年 4 月

私は、ねんきん特別便が来て、国民年金の加入月数を計算すると 171 月になるが、日本年金機構の記録では 168 月になっている。171 月を未納無く納付したと思うので、再度納付記録を精査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、国民年金の加入期間の国民年金保険料は未納無く納付したと思うとしている。これについて、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和 48 年 9 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間①は過年度納付により保険料を納付することができた期間である。

また、申立人は、国民年金手帳記号番号が払い出された後の昭和 48 年 9 月 13 日及び同年 10 月 28 日に、同年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料をまとめて納付しており、国民年金手帳記号番号が払い出された 48 年 10 月の時点では、2 か月と短期間である申立期間①の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、上記 1 と同様に国民年金保険料を未納無く納付したと思うとしているが、申立人は、申立期間②の保険料納付に関する記憶が明確でなく、申立期間②の保険料の納付状況が不明である。

また、国民年金の事務処理については、昭和 59 年 2 月以降は記録管

理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光化学文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入されており、申立期間において記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる上、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間うち、申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年1月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から52年3月まで

私は、昭和47年3月にそれまで勤務していた会社を退職し、申立期間に係る国民年金については、当時、祖母から、その退職後の加入手続と国民年金保険料納付をしてきていたことを聞いた。

28歳又は29歳頃（昭和52年*月から54年*月までの頃）からアルバイトを始め、母から自分で保険料を納付するよう言われてから54年9月に就職するまでの期間は自分で保険料を負担していた。

年金手帳によると、昭和47年4月から国民年金被保険者資格を取得しており、このことから、申立期間は、祖母が保険料を納付してくれていたと思う。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間のうち昭和51年1月から52年3月までの期間について、申立人は、47年3月にそれまで勤務していた会社を退職し、その退職後の国民年金加入手続はその祖母が行い、国民年金保険料の納付については、申立人が28歳又は29歳頃まではその祖母が行い、その後は申立人自身が保険料を負担していたとしている。これについて、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、53年4月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち51年1月から52年3月までの期間は保険料を納付することが可能な期間である。

また、上述の期間については、申立人の申述からすると、申立人自身

が国民年金保険料を納付した可能性が高いと考えられるところ、申立人は、昭和 53 年 4 月頃に国民年金の加入手続を行った記憶は無いが、保険料を遡って納付した期間があったかもしれないとしており、15 か月と比較的短期間である当該期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

- 2 申立期間のうち昭和 47 年 4 月から 50 年 12 月までの期間について、申立人は上記 1 と同様に申述しているが、当該期間の国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったとするその祖母は既に他界しており、証言を得ることができず、申立人はこれらに直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は上記 1 のとおり昭和 53 年 4 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、当該期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人は、所持している年金手帳では昭和 47 年 4 月 1 日に国民年金被保険者資格を取得しており、このことから、申立期間は祖母が国民年金保険料を納付してくれていたとしているが、年金手帳の「初めて被保険者となった日」は、加入手続時期にかかわらず、強制加入期間の初日まで遡及して記載するものであることから、加入日及び保険料納付の始期を特定するものではない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和 51 年 1 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年3月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 3 月から 57 年 3 月まで

私と妻の国民年金については、年金手帳の初めて被保険者となった日が昭和 56 年 3 月 1 日となっており、国民健康保険については、国民健康保険被保険者証の資格取得年月日が同年 3 月 20 日となっていることから、私が同年 2 月 28 日に会社を退職した際にこれらの手続をしたと思う。年金記録によると、私と妻の国民年金保険料は、57 年 4 月以降は全て納付済みであり、国民年金に加入している申立期間についても保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 56 年 2 月 28 日に会社を退職した際に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと思うとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から 57 年 4 月頃に払い出されたと推認され、申立期間は保険料を納付することが可能な期間である。

また、オンライン記録によると、申立人及びその妻の国民年金保険料は、国民年金加入期間中は申立期間以外に未納が無いことから、納付意識は高かったものと考えられ、上述の払出時点において申立期間の保険料を遡って納付した可能性は否定できず、13 か月と比較的短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年3月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 3 月から 57 年 3 月まで

私と夫の国民年金については、年金手帳の初めて被保険者となった日が昭和 56 年 3 月 1 日となっており、国民健康保険については、国民健康保険被保険者証の資格取得年月日が同年 3 月 20 日となっていることから、夫が同年 2 月 28 日に会社を退職した際にこれらの手続をしたと思う。年金記録によると、私と夫の国民年金保険料は、57 年 4 月以降は全て納付済みであり、国民年金に加入している申立期間についても保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 56 年 2 月 28 日にその夫が会社を退職した際に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと思うところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から 57 年 4 月頃に払い出されたと推認され、申立期間は保険料を納付することが可能な期間である。

また、オンライン記録によると、申立人及びその夫の国民年金保険料は、国民年金加入期間中は申立期間以外に未納が無いことから、納付意識は高かったものと考えられ、上述の払出時点において申立期間の保険料を遡って納付した可能性は否定できず、13 か月と比較的短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間①の標準賞与額に係る記録を12万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の申立期間②及び③に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該申立期間の標準賞与額に係る記録を、20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月29日
② 平成17年12月29日
③ 平成19年12月29日

申立期間①については、有限会社Aにおいて平成17年6月29日に支給された賞与が、日本年金機構の記録では標準賞与額10万5,000円と記録されているが、実際の支給額は12万9,762円なので、当該記録を訂正してほしい。

申立期間②及び③については、有限会社Aにおいて支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社が当該賞与について、社会保険事務所（当時）に届け出ていなかったため、保険料として納

付されていない。その後、同社は賞与の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①における標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる賞与に係る厚生年金保険料額及び申立人の賞与額に基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額については、有限会社Aから提出された申立人に係る平成17年度夏期賞与（平成17年6月29日支給）の支給明細書で確認できる支給額及び厚生年金保険料控除額から12万9,000円に訂正することが必要である。

なお、申立人の申立期間①に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料は納付したと回答しているが、事業主が提出した当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届によると、申立人に係る賞与額を10万5,000円と届け出ていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②及び③については、有限会社Aから提出された申立人に係る平成17年度及び19年度の冬期賞与に係る支給明細書により、申立人は、当該申立期間に同社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②及び③に係る標準賞与額については、前述の賞与支給明細書における厚生年金保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年12月29日は17万円、18年12月29日は16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月29日
② 平成18年12月29日

有限会社Aにおいて、申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社が当該賞与について、社会保険事務所（当時）に届け出ていなかったため、保険料として納付されていない。その後、同社は賞与の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

有限会社Aから提出された申立人に係る平成17年度冬期賞与（同年12月29日支給）及び18年度冬期賞与（同年12月29日支給）の支給明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、前述の賞与支給明細書における厚生年金保険料控除額から、平成17年12月29日は17万円、18年12

月 29 日は 16 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①について、A株式会社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和53年2月1日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、20万円とすることが必要である。

また、申立期間②について、株式会社Bにおける厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和55年8月29日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、11万8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和52年11月30日から53年2月1日まで
② 昭和55年7月31日から同年8月29日まで

年金記録を確認したところ、A株式会社に勤務していた申立期間①及び関連会社である株式会社Bに勤務した申立期間②の厚生年金保険被保険者記録が無いことが分かった。A株式会社に入社してから昭和55年8月まで継続して勤務していたので、両申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述により、申立人はA株式会社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録により、申立人は、昭和53年2月1日にA株式会社の関連会社である株式会社Bにおいて厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるところ、A株式会社に係る健康保険

厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立人を含む 26 人の資格喪失日は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった 52 年 12 月 25 日の後の 53 年 3 月 6 日に、遡って 52 年 11 月 30 日と記録されていることが確認できる。

さらに、A 株式会社は、商業登記簿謄本において、昭和 52 年 12 月 25 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった後も法人格を有していることが確認できる上、従業員に照会したところ、申立期間①には、7 人の従業員が勤務していたことが確認できることから、当該事業所は、申立期間①に厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたと認められ、当該事業所を厚生年金保険の適用事業所でなくする合理的な理由は見当たらない。

加えて、A 株式会社の同僚の一人は、当該事業所の社会保険担当者が社会保険事務所（当時）に社会保険料の滞納処理のための交渉に行く際に同行した記憶があると供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所は、申立人が昭和 52 年 11 月 30 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の A 株式会社における資格喪失日は、申立人が株式会社 B において厚生年金保険の被保険者資格を取得した 53 年 2 月 1 日とすることが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人の A 株式会社における昭和 52 年 10 月の社会保険事務所の記録から 20 万円とすることが妥当である。

2 申立期間②について、雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述により、申立人は、株式会社 B に継続して勤務していたことが認められる。

また、株式会社 B に係る被保険者名簿によると、申立人を含む 9 人の資格喪失日は当初、昭和 55 年 8 月 28 日と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年 7 月 31 日より後の同年 8 月 29 日に、同年 7 月 31 日に遡って訂正されていることが確認できる。

さらに、株式会社 B は、商業登記簿謄本において、厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和 55 年 7 月 31 日後も法人格を有していることが確認できる上、従業員に照会したところ、申立期間②には、6 人の従業員が勤務していたことが確認できることから、当該事業所は、申立期間②において厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたと認められ、当該事業所を厚生年金保険の適用事業所でなくする合理的な

理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所は、申立人が昭和 55 年 7 月 31 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の株式会社 B における資格喪失日は、社会保険事務所により資格喪失処理が行われた同年 8 月 29 日とすることが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社 B における昭和 55 年 6 月の社会保険事務所の記録から 11 万 8,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和41年6月13日、資格喪失日は42年4月2日であったと認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、2万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年6月13日から42年3月末頃まで
申立期間にA株式会社に勤務していた。退職した日は忘れてしまったが、勤務していたことは確かなので、調査の上、厚生年金保険被保険者期間を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険記録によると、資格取得日が昭和41年6月13日、離職日が42年4月1日となっていることから、申立人が申立期間において、A株式会社に継続して勤務していたと認められる。

一方、A株式会社における事業所別被保険者名簿によると、申立人が昭和41年6月13日に被保険者資格を取得していることが確認できるものの、資格喪失日が42年3月とあるだけで日付が不明である。

しかしながら、上述の雇用保険記録により、申立人が申立期間にA株式会社に継続して勤務していることが確認できる上、離職日が昭和42年4月1日となっていることから、厚生年金保険の被保険者資格喪失日は同年4月2日であることが推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る年金記録の管理が不適切であったと認められることから、事業主は、申立人が昭和41年6月13日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）

に行ったことが認められ、かつ、申立人のA株式会社における資格喪失日は42年4月2日とすることが妥当である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における事業所別被保険者名簿の記録から、2万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち平成9年6月1日から10年1月7日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を9年6月1日、資格喪失日に係る記録を10年1月7日とし、当該期間の標準報酬月額については、9年6月及び同年7月は26万円、同年8月から同年12月までの期間は19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年2月1日から10年2月1日まで
申立期間において、A株式会社に勤務していたのに、厚生労働省の記録によれば、厚生年金保険の被保険者記録が無い。
確かに勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成9年6月1日から10年1月7日までの期間については、雇用保険の加入記録、同僚証言、及び申立人提出の給与明細書から判断すると、申立人がA株式会社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、前述の給与明細書から、平成9年6月及び同年7月は26万円、同年8月から同年12月までは19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、元事業主とは連絡が取れず、申立期間のオンライン記録（被保険者縦覧照会回答票）の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、資格の

取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成9年6月から同年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間のうち同年6月から同年12月に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間のうち、平成9年2月については、オンライン記録から、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所になったのは同年3月1日であり、当該期間は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A株式会社で平成9年3月1日に厚生年金保険の資格を取得している同僚によると、同年2月は、会社が厚生年金保険に加入していなかったとしている上、ほかの同僚が提出した同年2月の給与明細書からは厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、申立人が平成9年2月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間のうち、平成9年3月から同年5月までの期間については、雇用保険被保険者記録の取得日が同年4月7日となっていることから、申立人が同日からA株式会社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人から提出のあった平成9年4月の給与明細書によると、厚生年金保険料が控除されていない上、同年3月及び同年5月に係る厚生年金保険料控除を確認できる給与明細書等の資料が無いほか、元事業主にも連絡が取れず、同僚からも申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について具体的な供述を得られないなど、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、前述のオンライン記録（被保険者縦覧照会回答票）の整理番号に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 申立期間のうち、平成10年1月については給与明細書により、厚生年金保険料の控除が確認できるものの、同明細書における基本給に係る日割りの日数及び申立人に係る雇用保険の被保険者記録により、A株式会社における離職日は同年1月6日であることが認められる。

また、厚生年金保険法第19条第1項によれば「被保険者期間を計算

する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされているとともに、同法第 81 条第 2 項によれば「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされており、被保険者資格を喪失した平成 10 年 1 月の厚生年金保険料が控除されていることをもって、資格の喪失月に当たる同年 1 月を申立人の厚生年金保険被保険者期間とすることはできず、申立人の同年 1 月支給の給与から控除された同月分の厚生年金保険料は、事業主が誤って控除したものと考えられることから、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間であったと認めることはできない。

- 5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち平成 9 年 2 月から同年 5 月の期間、10 年 1 月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年9月1日から7年6月1日までの期間、及び同年7月1日から同年9月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、A株式会社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（平成6年9月1日）を7年6月1日、資格取得日（平成7年9月1日）を同年7月1日とし、当該期間の標準報酬月額を6年9月及び同年10月を41万円、同年11月から7年4月までを36万円、同年5月を44万円、同年7月を38万円、及び同年8月を44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年9月1日から7年9月1日まで

A株式会社に勤務していた申立期間について、B株式会社（現在は、C株式会社）に移籍したような形をとって勤務したが、実際はその間も、私はA株式会社で仕事をし、給与も同社から支払われていた。しかし、厚生年金保険の記録では、その1年間はB株式会社の勤務となっており、標準報酬月額がA株式会社からもらっていた給与より著しく低くなっている。調査して、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚証言により、申立人が申立期間において、A株式会社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間のうち平成6年9月1日から7年6月1日までの期間、及び同年7月1日から同年9月1日までの期間について、申立人が保管するA株式会社発行の給与支給明細書より、給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、A株式会社は、当該明細書について、

「当社の給与支給明細書に相違ない。」と回答している。

一方、申立期間については、オンライン記録によりB株式会社の厚生年金保険被保険者記録が確認できるところ、申立人は当該期間について、「A株式会社から、『B株式会社にしばらく出向したような形をとってもらおう。』と指示があったが、名義のみであり、仕事はA株式会社で引き続き行っており、給与も同社から支給されていた。」と申述している上、株式会社から提出のあった申立人に係る雇用契約書では、申立期間について「代理店研修生として採用する。」と記載されており、「当該研修生は、雇用期間の定めがある常勤の社員であった。」としている。

また、申立人が自身と同様にB株式会社に出向したとする同僚の厚生年金保険被保険者記録は、A株式会社の被保険者期間に挟まれて標準報酬月額が著しく低下しているB株式会社での被保険者記録が確認できるところ、当該同僚は、継続してA株式会社に勤務していたと供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、B株式会社へ出向という形を取りつつも、従来どおり、A株式会社において勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立人の当該期間における標準報酬月額については、申立人から提出のあったA株式会社発行の給与明細書から、平成6年9月及び同年10月を41万円、同年11月から7年4月までを36万円、同年5月を44万円、同年7月を38万円、及び同年8月を44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A株式会社事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、平成6年9月から7年5月まで及び同年7月、同年8月に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成7年6月1日から同年7月1日までの期間については、前述の複数の同僚証言により、A株式会社に勤務していたことは推認できるものの、申立人が保管する同社発行の同年7月の給与支給明細書において保険料控除がなされていない上、申立人が当時の同僚とする者からも厚生年金保険料の控除に関する回答が得られず、このほか、当該期間について申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を38万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月10日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険被保険者記録には、同期間の標準賞与額の記録が抜けているので、申立期間を標準賞与の被保険者記録に認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した申立期間の賞与支給明細書及びA株式会社が保管する賃金台帳から、申立人は、申立期間に係る標準賞与額38万4,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②、③及び⑦の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額の記録を平成15年8月20日は45万9,000円、同年12月25日は58万1,000円、19年8月20日は10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間⑧に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成18年10月、同年12月から19年5月まで、同年7月及び同年10月を38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年3月6日から同年10月1日まで
② 平成15年8月20日
③ 平成15年12月25日
④ 平成16年8月20日
⑤ 平成16年12月27日
⑥ 平成18年12月27日
⑦ 平成19年8月20日
⑧ 平成18年9月1日から20年9月1日まで
⑨ 平成20年12月27日

株式会社Aに係る標準報酬月額記録が、申立期間①において32万円となっているが、同期間の給与額は34万円以上であった。上記期間の標準報酬月額は、取得時報酬訂正により34万円に訂正すべきであったと思うので、実際の給与額に合わせて34万円に訂正してほしい。

また、申立期間②から⑦まで及び⑨において賞与の支給があった。厚生年金保険料も控除されていたので、標準賞与の記録に認めてほしい。

さらに、申立期間⑧の標準報酬月額が、36万円となっているが、平成18年9月から20年8月までの期間に給与から控除された厚生年金保険料は、38万円の標準報酬月額に対応した金額であると思うので、申立期間⑧の標準報酬月額の記録を38万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人から提出された給料明細書（賞与）によると、申立期間②、③及び⑦において、厚生年金保険料を賞与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の上記申立期間の標準賞与額については、給料明細書（賞与）において確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間②は45万9,000円、申立期間③は58万1,000円、申立期間⑦は10万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間⑧の標準報酬月額については、申立人から提出された給料明細書（平成18年9月から19年12月まで）及び当該事業所が提出した給料台帳（平成18年9月から20年3月まで）によると、申立人は、申立期間⑧のうち、平成18年10月から19年12月までの期間において、オンライン記録の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額より高額の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

一方、申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬

月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間⑧に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給料明細書及び事業主から提出された給料台帳において確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から判断すると、申立期間⑧のうち、平成18年10月、同年12月から19年5月まで、同年7月及び同年10月の標準報酬月額の記録を38万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書によると、当該期間において、当該標準報酬月額を社会保険事務所に届け出ていないことから、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間①のうち、平成9年3月については、事業主から提出された申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」によると、申立人の報酬月額は32万1,383円との記載があり、資格取得時の標準報酬月額は32万円で決定されている上、申立人及び事業主から当該期間の報酬月額及び厚生年金保険料控除額が確認できる資料の提出は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①のうち、平成9年3月について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間①のうち、平成9年4月から同年9月までの期間については、申立人から提出された給料明細書により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額とが一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

- 4 申立期間④、⑤、⑥、及び⑨に係る標準賞与額については、申立人が提出した給料明細書（賞与）によると、事業主から支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる上、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

5 申立人が提出した給料明細書及び当該事業所が提出した給料台帳によると、申立期間⑧のうち、平成 18 年 9 月、同年 11 月、19 年 6 月、同年 8 月、同年 9 月、同年 11 月、同年 12 月、20 年 1 月から同年 3 月までの期間については、同明細書等において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致又は低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間⑧のうち、平成 20 年 4 月から同年 8 月までの期間については、報酬月額及び給与から控除された保険料額を確認できる資料が無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間⑧のうち、平成 20 年 4 月から同年 8 月までの期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 32 年 2 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し 33 年 4 月 1 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については 5,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 2 月 1 日から 33 年 4 月 1 日まで

昭和 31 年 12 月 5 日に A 株式会社に入社し、その後、32 年 2 月 1 日付けで関連会社の株式会社 B に出向、そして 33 年 4 月 1 日付で A 株式会社に戻り、37 年 2 月 5 日に退職するまでの間、継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたが、株式会社 B に勤務した期間の被保険者記録が無いので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述、申立人が記憶している事業所所在地、上司及び同僚の氏名、勤務実態に係る申立内容から、申立人が申立期間において株式会社 B に勤務していたことが推認できる。

また、株式会社 B に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人と同姓同名、生年月日及び申立人の基礎年金番号と同一、かつ、申立期間と合致する記録で、厚生年金保険被保険者の資格を昭和 32 年 2 月 1 日に取得し、33 年 4 月 1 日に喪失している記録が確認できる。

さらに、申立人は、申立期間当時の勤務実態に関する申立てにおいて多数の同僚の名前を挙げているほか、申立期間において「C」という同姓同名の同僚はいなかった旨を申述している上、同僚照会で回答のあった同僚 3 人全員が申立人の申立期間の勤務を供述するとともに、「申立期間当時、男性社員は 10 数人しかおらず、申立人と同姓同名の社員はいなかつ

た。」旨の供述が得られているところ、株式会社Bに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、上記の記録のほかに申立人と同姓同名の厚生年金保険被保険者を確認することができないことから、当該厚生年金保険被保険者記録は申立人のものであると認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和 32 年 2 月 1 日に被保険者資格を取得し、33 年 4 月 1 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から 5,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年3月及び同年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月及び同年4月

夫が平成3年3月に勤務先を退社して、同年5月から夫婦で有限会社Aを開業したので、私は厚生年金保険に加入した。間もなく、B市から2か月分の国民年金保険料未納通知書及び納付書が届いたので、すぐに市役所に行き、送られてきた納付書に現金を添えて保険料を納付し、年金手帳に国民年金の記録を記入してもらった。その時に私が書いたメモを年金手帳とともに保管している。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B市から2か月分の国民年金保険料未納通知書及び納付書が届いたので市役所に行き、送られてきた納付書に現金を添えて保険料を納付し、年金手帳に国民年金の記録を記入してもらったとしているが、申立人の所持する年金手帳には、平成3年5月1日に第3号被保険者資格を喪失した記録が記入されていることから、申立期間は第3号被保険者期間であり、保険料納付書は送付されなかったと考えられる。

また、オンライン記録において、申立期間が未納となっているのは、平成8年5月15日に、その夫が厚生年金保険被保険者資格を喪失した3年3月16日に合わせ、同日付けで申立人の被保険者資格を第3号被保険者から第1号被保険者に種別変更したためであると考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 10 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 10 月から 59 年 3 月まで

私は、昭和 56 年 10 月頃に体調を崩して、実家の A 村に戻って療養中だったが、その時に父が私の将来のためにと国民年金に加入してくれた。父がどこで保険料を納付していたのかは分からないが、保険料の領収証書をもらわなくとも、納めるたびに担当者が台帳に書いているので間違いないと父が言っていたことを覚えている。申立期間の保険料は父が納付してくれたはずであり、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父が申立人の将来のためにと国民年金の加入手続及び保険料納付をしてくれたとしているが、その父は既に他界しており、申立人は直接関与しておらず、これらの状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 61 年 5 月頃に払い出されたと推認され、その時点からすると申立期間の保険料は時効により納付できない期間である上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年8月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年8月から41年3月まで

私の国民年金については、母が加入手続をし、保険料についても定期的に納付していたことを生前に聞いていた。結婚後は、妻の分も一緒に母が納付していたはずである。国民年金手帳は、現在、昭和47年2月24日発行のものしか持っていない。また、近所に同姓同名の方がいて、税務署からの呼び出しなどで間違えられたこともあるので、年金についても可能性がある。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母が申立人の国民年金の加入手続と保険料納付を行ったとしているが、その母は既に他界しており、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和42年12月頃に払い出されたと推認され、その時点では申立期間のうち36年8月から40年9月までは時効により保険料を納付できない期間であり、同年10月から41年3月までは遡って保険料を納付できる期間であるが、上記のとおり申立人の保険料納付状況は不明である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査した結果でも申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立期間は56か月と長期間である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 8 月から 49 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 8 月から 49 年 12 月まで

私の国民年金については、妻が昭和 52 年頃に A 町役場（現在は、B 市役所）で加入手続きを行い、その後、1 年くらいたった 53 年頃に、自宅近くの農協で 20 歳まで遡った分の保険料を妻が納付したはずである。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 38 年*月から 49 年までの分の国民年金保険料をその妻が 53 年頃に一括納付したとしているが、その妻は「農協に納付した。」とするのみで、申立人の保険料納付状況が不明であり、申立人の特殊台帳にも特例納付を行ったとする記載は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和 52 年 12 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査した結果でも、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年12月から43年3月までの期間、44年4月から45年3月までの期間及び51年10月から52年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和42年12月から43年3月まで
② 昭和44年4月から45年3月まで
③ 昭和51年10月から52年3月まで

私は、A村（現在は、B市）の職員に勧められて国民年金に加入し、保険料は夫が納めたはずであり、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A村の職員に勧められて国民年金に加入し、申立期間①、②及び③の国民年金保険料はその夫が納付したとしているが、その夫は既に他界しており証言を得られず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関する記憶が明確ではなく、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和43年12月頃に払い出されたと推認され、このことからすると、申立期間①は遡って保険料を納付できる期間であり、申立期間②及び③の保険料を納付することは可能であったが、上記のとおり保険料の納付状況が不明である上、申立人及び申立人の保険料を納付したとするその夫は国民年金の未納期間が多く、申立期間②及び③においては、その夫の保険料も未納である。

さらに、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年10月から52年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年10月から52年4月まで

私は、夫に勧められて国民年金に加入した。申立期間の保険料は夫が毎月末に夫婦二人分を一緒に納付したはずであり、申立期間が未納及び未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫に勧められて国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料はその夫が毎月末に夫婦二人分を一緒に納付したはずであるとしているが、その夫は既に他界しており証言を得られず、申立人は保険料納付に直接関与していないことから、保険料納付状況が不明である上、国民年金手帳記号番号が申立人と連番で払い出されているその夫もオンライン記録によると、申立期間は申立人と同様に未納及び未加入となっている。

また、申立期間は139か月と長期間である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 9 月から 56 年 7 月までの期間及び 63 年 5 月から平成元年 5 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 9 月から 56 年 7 月まで
② 昭和 63 年 5 月から平成元年 5 月まで

申立期間①について、私は、会社を退職した昭和 55 年 9 月頃、A 市役所に夫婦二人で行き、国民健康保険を申請した際に、担当者から「国民健康保険と国民年金はセットになっているので、国民年金保険料を納付してください。」と言われ、夫婦一緒に加入し、その後は妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付した。

申立期間②について、昭和 63 年 5 月に会社を定年退職し、A 市役所で国民健康保険と国民年金に加入し、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付しており、妻は納付済みとなっている。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①については、会社を退職した昭和 55 年 9 月頃、A 市役所に夫婦二人で行き、国民健康保険を申請した際、担当者から国民健康保険と国民年金の加入を勧められ、夫婦一緒に加入し、その後は妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付したとしており、また、申立期間②については、63 年 5 月に会社を定年退職し、国民年金に再加入手続をして、その後は、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付したとしている。しかしながら、夫婦二人分の国民年金保険料を納付したとするその妻は病気療養中のため、証言が得られず、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者

の資格取得時期から、平成4年2月頃に払い出されていると推認され、その時点では、申立期間①及び②は、時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人と一緒に国民年金に加入したとするその妻は、申立期間①後の昭和56年10月23日に任意加入した際に初めて国民年金に加入しており、一緒に加入手続をしたとする申立人の申述と相違している。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間①及び②の国民年金保険料について、納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年12月から46年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年12月から46年6月まで

私は、ねんきん特別便が来て市役所に行ったら未納期間があると言われた。私の父が昭和30年頃に国民年金の加入手続を行ってくれたので、国民年金保険料は、私が納付してきた。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父が昭和30年頃に国民年金の加入手続を行い、申立人が国民年金保険料を納付してきたと主張している。しかしながら、30年頃は国民年金制度が発足しておらず、国民年金の加入手続をしたとするその父は既に他界しており、また、申立人は、主として郵便局で保険料を納付したほか区役所や銀行で納付したとしているが、当時は郵便局では保険料を納付できないなど、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和48年10月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、国民年金被保険者台帳（旧台帳）の記録により、申立人は、申立期間より前の昭和36年4月から40年11月までの期間を第3回特例納付（53年7月から55年6月までの実施）により保険料を納付した記録とされているところ、申立人は、これ以外に特例納付は行っていないとしている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連

資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年9月から59年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年9月から59年3月まで

私は、昭和55年11月15日から62年9月15日までの間は、夫の赴任先のA国に居住していたため、申立期間の国民年金保険料は私の父親が納付していた。

B年金事務所によると、申立期間の国民年金保険料は昭和59年3月27日に還付決定され、62年7月3日に請求が無いことにより時効消滅したとのことであるが、私はその頃、日本に居住していなかったため、還付請求書を受け取ることは不可能であった。申立期間の保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料が昭和59年3月27日に還付決定され、62年7月3日に請求が無いことにより時効消滅とされるまでの期間は日本に居住しておらず、申立人自身は還付請求書を受け取ることは不可能であったので還付してほしいとしている。

しかしながら、申立人は、昭和55年11月に海外に居住したことにより、国民年金の被保険者資格を喪失し、国民年金保険料を納付することができないところ、申立期間の還付については、B年金事務所提出の還付整理簿に、申立人の国民年金手帳記号番号、氏名が記載され、還付対象月として「56.9-59.3」、金額欄に「164,100」、還付決定年月日欄に「59.3.27」、備考欄に「時効消滅 62.7.3」と記載されており、それらの記載内容に不合理な点は見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料が時効消滅とされるまでの期間は日本に居住しておらず還付請求書を受け取ることは不可能であったと申述しているが、申立人が提出した昭和 57 年度及び 58 年度の領収証書には、いずれも申立人が海外に居住した後の 58 年 11 月 8 日及び同年同月 14 日に保険料を納付したことが記載されており、かつ、その住所には、申立人の海外居住前の住所地である「C 地 D 市 E 地＊」が記載されていることから、申立人が海外に居住した期間であっても、郵便物は当該住所地宛てに届く状態にあったと推認される上、前述の還付整理簿には、当該住所地宛てに郵送された申立期間に係る還付請求書が返送された記載も見当たらない。

さらに、申立人は、還付決定された昭和 59 年 3 月 27 日以後の、同年 5 月 7 日付けの申立期間の国民年金保険料を納付したとするその父（F）宛ての D 市市民部保険年金課国民年金係名事務連絡「G さんは昭和 56 年 9 月 16 日国外転出ということで届出がなされ、すでに国民年金の資格を喪失していますので、国外にいる間は保険料を支払うことはできません、したがって保険料の納付書は交付することができませんのでお知らせします。」を所持していることから、当該事務連絡が発送された時期においても、その父を通じて郵便物を受け取ることは可能であったと推認される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 4 月 1 日から 8 年 2 月 1 日まで
A 株式会社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が 8 万円及び 9 万 2,000 円に引き下げられているが、実際の報酬月額は 50 万円であったので、申立期間の標準報酬月額の記録を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の A 株式会社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、50 万円と記録されていたところ、平成 8 年 3 月 6 日付けで、6 年 4 月の随時改定として 8 万円、8 年 3 月 18 日付けで、6 年 10 月及び 7 年 10 月の定時決定として 8 万円及び 9 万 2,000 円と、遡って減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、従業員は自分を含めて二人で、その後事業を引き継いだと供述しているところ、A 株式会社の商業登記簿謄本によれば、申立人は平成 7 年 4 月 * 日付けで代表取締役就任し、同社が解散する 17 年 10 月までその任にあったことが確認できる上、申立人が前代表取締役であったとしているほかの一人は、7 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、代表取締役を同年 4 月 * 日に、取締役を同年 5 月 * 日に辞任していることが確認できる。

また、申立人が提出した平成 7 年 4 月から同年 7 月までの同社の給与所得の所得税徴収高計算書（領収証書）により、当該期間に給与が支払われたのは申立人のみであり、当時、他に勤務していた者はいなかったことが確認できることから、申立人が上記遡及訂正の届出書類に代表者印を押したと推認でき、申立人は当該減額訂正処理に同意していたと考えるのが自

然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人はA株式会社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る当該減額訂正処理に同意しながら、その減額訂正が有効でないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 9 月から 43 年 9 月 16 日まで

A業務担当の募集があり面接に行き、給与などの条件が良かったので、B株式会社に昭和 42 年 9 月に入社したが、厚生年金保険の加入記録が入社から約 1 年後となっていた。同社への入社は 42 年 9 月であり、その日から 43 年 9 月 16 日までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、この期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 42 年 9 月から B 株式会社に勤務していたと主張しているところ、当該事業所に係る事業所別被保険者名簿で申立期間中に被保険者記録が確認できる同僚 8 人に照会したところ、回答した 6 人はいずれも申立人のことを記憶しておらず、申立人が申立期間に勤務していたことを確認することができない。

また、上記 6 人のうち、申立人と同時期に被保険者資格が確認できる複数の同僚は、「入社時に担当者から社会保険に加入するかどうかを問われ、入社当初は加入しなかった。」と供述していることから、当該事業所では従業員の厚生年金保険の加入に関しては、希望を取っていたことがうかがえる。

さらに、当該事業所に照会したところ、申立人の申立期間における勤務状況、資格取得・喪失及び報酬月額に関する届出並びに保険料の控除については不明と回答しており、申立期間に係る勤務の有無、厚生年金保険料の控除等に関しては確認することができない。

加えて、事業所別被保険者名簿によると、申立人が入社したとする昭和 42 年 9 月から 43 年 9 月 15 日までの間に申立人の氏名は無く、健康保険

証の整理番号にも欠番は無い上、申立人が同時に入社した主張とする同僚の氏名も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 7 月 1 日から平成 2 年 6 月 1 日まで
② 平成 2 年 6 月 1 日から 7 年 6 月 17 日まで

日本年金機構から送付された記録をみたところ、株式会社A及び株式会社Bの標準報酬月額が実際の給与支給額よりも低くなっていることが分かった。両社は、株式会社Cの系列会社であり、本社からの転勤に伴って、標準報酬月額が32万円から22万円に引き下げられている。これは事業主負担を軽減するために行ったものと考えられる。正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、株式会社Aは既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人及び複数の同僚が「給与及び社会保険事務は本社が行っていた。」と供述していることから、同社グループの本社である株式会社Cに照会したが、同社は、当該期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を保有していないことから、申立人の当該期間の標準報酬月額及び保険料控除額について確認することができないとしている。

また、株式会社A及びグループ会社本社等に勤務する同僚の標準報酬月額について、オンライン記録でみると、多数の同僚の標準報酬月額が申立人と同様に数年又は十数年にわたって低額に固定されたままとなっており、申立期間当時の株式会社Cグループにおける標準報酬月額について長期間固定したままとする取扱いが常態化している状況がみられる。

さらに、当時の複数の同僚は、「給与支給額よりも低い標準報酬月額になっている。このような取扱いについて会社から説明は無かった。」と供述しており、申立期間に係る申立人のオンライン記録における標準

報酬月額が 22 万円であることが確認できる上、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無いことから、事業主は、申立期間①の給与から、記録どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除していたものと認められる。

- 2 申立期間②について、申立人は、株式会社 B の一部期間の給与明細書（平成 6 年 12 月分、7 年 1 月分及び同年 12 月分。総支給額はいずれも 39 万 8,980 円）を提出し、実際の給与額に見合う標準報酬月額と比べて低額であると主張している。

しかし、株式会社 B は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社グループの本社である株式会社 C に照会したが、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額及び保険料控除額について確認することができないとしているとともに、申立人が提出した給与明細書についても同本社は、同本社又は株式会社 B が発行したものか不明としている。

また、株式会社 B に勤務する申立期間当時の株式会社 C グループの同僚の標準報酬月額に係るオンライン記録は、前述と同様に長期にわたり低額に固定されている状況がみられる。

さらに、申立期間②のうち、平成 6 年 12 月、7 年 1 月及び同年 3 月の標準報酬月額については、前述の給与明細書から事業主により控除されている厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は 22 万円であるので、事業主は実際の報酬月額よりも低い標準報酬月額によって保険料控除を行っており、当該標準報酬月額はオンライン記録と一致していることから、事業主は、当該期間の申立人の給与において、社会保険事務所（当時）に記録された標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除していたものと認められる。

加えて、申立期間②のうち、申立人が提出した給与明細書で確認することができない期間については、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 6482 (事案 3357 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年7月7日から29年6月1日まで
昭和28年7月7日からA株式会社B所でC担当として勤務し、その後、同所は31年8月にD区E町に移転しF所として営業をした。自分も継続してF所でC担当として勤務し、G所やH所で勤務した後、39年頃同社の本社管理部門に異動となり46年6月30日まで勤務したが、B所で勤務した申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。厚生年金保険料を給与から控除されていたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができず、事業主により給与から控除されていたことを認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づく平成22年6月9日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、新たな資料の提出は無く、新たに調査した同僚からも保険料控除について具体的な供述が得られないことから、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することはできず、その他委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。